

## 平成 29 年度版 個人市民税・県民税

### ■ 納税義務者

#### ○ 税金を課税される人と課税されない人

##### ◆ 税金を課税される人

納 税 義 務 者	納 め る 税	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所がある人	○	—

※ 市内に住所があるかどうか、また事務所等があるかどうかは、その年の 1 月 1 日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

##### ◆ 税金を課税されない人

均等割・所得割の両方とも課税されない人	(1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人 (2) 障害者、未成年、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が 125 万円以下の人 ※老年者(65 歳以上)非課税は、18 年度から廃止になりました。
均等割が課税されない人	(1) 前年中の合計所得金額が次による額以下の人 (a) 扶養親族のいない人…31 万 5 千円以下 (b) 扶養親族等のある人…次の式により計算した額以下 $31 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 18 \text{ 万 } 9 \text{ 千円}$ ※18 万 9 千円は、扶養親族等のある人が適用になります。 ※扶養親族数には 16 歳未満の人も含めます。
所得割が課税されない人	(1) 前年中の総所得金額等が次による額以下の人 (c) 扶養親族のいない人…35 万円 (d) 扶養親族等のある人…次の式により計算した額以下 $35 \text{ 万円} \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32 \text{ 万円}$ ※32 万円は扶養親族等のある人が適用になります。 ※扶養親族数には 16 歳未満の人も含めます。 (2) 所得控除の合計額が前年の所得額より大きかった場合

##### ◆ 用語の説明

総所得金額等 ⇒ 総所得金額、分離課税となる譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

総所得金額 ⇒ 総合分長期譲渡と一時所得の合計額の 2 分の 1 に相当する金額と利子所得、配当所得(特別徴収される県税を除く)、不動産所得、営業等所得、給与所得、雑所得、総合分短期譲渡所得の合計額（純損失又は雑損失の繰越控除後の金額）

合計所得金額 ⇒ 純損失（前年までの赤字の所得）又は雑損失（前年までに引ききれなかった雑損控除額）の繰越控除前の総所得金額、分離課税となる譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額